

# 日本化学会北海道支部内規

## (名称)

第1条 本支部は、公益社団法人 日本化学会 北海道支部という。

## (総則)

第2条 本支部に関する規定については、日本化学会定款、同支部規定に定めるもののほかこの規定の定めるところによる。

## (事業)

第3条 本支部は支部規定第9条に定められた地域において本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究発表会、学術講演会、およびセミナー/見学会等の主催・共催
- 2) 地域内の関連学協会との連携および協力
- 3) 化学教育・化学普及活動に関すること
- 4) その他 本会の目的達成上適当と思われる事業

## (事務局)

第4条 本支部は事務局を 札幌市中央区北1条西3丁目3ばらと北一条ビル 10F 3S号室に置く。

## (役員)

第5条 本支部に次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長 3名

庶務幹事 2名

会計幹事 1名

支部幹事 若干名

支部監査 2名

第6条 1) 前条の役員（以下支部役員という）は、本会支部会員の中より、前年10月末日迄に第7条に規定される本支部役員選考委員会により選出され、第11条に規定される前年の幹事会の承認をもって、当該年3月1日に着任する。

第7条 本支部役員選考委員は、幹事会から推薦され、同支部会員の選挙により選出する。当選者の決定は、支部長、次期支部長の立ち会いのもと事務局で開票を行い決定する。詳細は、支部役員選考委員会内規および申し合わせに従う。

第8条 1) 支部役員の任期は支部規定第7条に定めるところによるが、再任は妨げない。

2) 役員に欠員ができた場合は補欠の選任を行う。但し、幹事会において事務執行に差支えないと認めた場合は行わない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 支部役員はそれぞれ支部規定第8条に定められた会務を掌理する。

第10条 本支部事務達成のため支部長は、同支部会計幹事1名、庶務幹事1名を選出する。また、次期支部長は、上記とは別の庶務幹事もう1名を選出する。この3名を支部長は役員選考委員会に報告する。

（幹事会）

第11条 1) 幹事会は支部長、副支部長、庶務幹事、会計幹事、支部幹事をもって組織し必要に応じて支部長が招集する。

2) 幹事会の議長は支部長とする。

3) 支部長は必要と認めるとき幹事会に支部監査、支部選出の本会役員、代議員、その他の陪席を求めることができる。

第12条 幹事会および支部役員選考委員会は委員の半数の出席を持って成立し、その半数を持って議事を可決する。テレビ会議、電子メール・郵送により、会を開くことができる。

第13条 幹事会は支部の最高議決機関として次の事項を審議・決議する。

- 1) 支部事業の企画実施に関する事項
- 2) 地域内の代議員の選挙事務に関する事項
- 3) その他支部の運営に関する事項

## **(事業計画・収支予算)**

第14条 本支部の事業計画およびこれに伴う収支予算は、他の役員の協力の下、支部長が編集し11月末日までに開催される幹事会での議決を経なければならない。事業計画を変更した場合も同様とする。決議を経た事業計画ならびに予算を本部に答申することを原則とする。事業計画ならびに予算について本部から修正を求められた場合には、支部長は幹事会を招集し、審議の上再度答申する。なお、軽微な修正と支部長が判断した場合には、支部長が修正し、事後に幹事会に報告する。

## **(収支決算)**

第15条 本支部の収支決算は、年度の終わりに本部経理の諸元がある場合にはそれを基に会見監事とともに支部長が作成し、支部監査の承認を経て事業報告とともに幹事会に提出しなければならない。

## **(寄付)**

第 16 条 本支部が事業達成のため寄付金を受領する場合は幹事会の議決を経なければならない。可決後は受領方法については原則として本部経理部門が所掌する。

## **(内規の変更)**

第 17 条 この内規は幹事会の議決を経なければ変更することができない。